



大野町小中学校の あり方コーナー

Vol.7

町では、こども達にとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、望ましい小中学校のあり方について令和3年度より検討を進めてきました。このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

第1回 大野町小中学校のあり方外部検討委員会を開催

町が策定を進めている学校規模適正化基本方針の方向性について検討するため、大野町小中学校のあり方外部検討委員会が再編成され、11月13日に第1回目の会議が開催されました。

当日は、委員の委嘱後、委員長に岐阜大学副学長補佐の益川浩一教授、副委員長に岐阜大学教育学研究科の原尚特任教授が就任されました。

会議では、事務局より児童生徒数の推移と推計、全体・令和6年度スケジュール、町民等の意見、学校規模適正化基本方針検討資料について説明があり、意見交換が行われました。

委員会での主な意見

- ・本町だけでなく、他市町村の状況についても知りたい。
- ・保護者や将来親となる世代にも、もっと周知と意見聴取をしていく必要があるのではないか。
- ・学校規模については、どのような教育を行うのかという観点からも議論するべきである。

「大野町小中学校の望ましい学校のあり方について」 と題する諮問がされました

上記の会議において、今年度より町が策定を進めている学校規模適正化基本方針の方向性について検討いただくため、大野町小中学校のあり方外部検討員会に対して、町長より「大野町小中学校の望ましい学校のあり方について」と題する諮問がなされました。諮問された事項は、次のとおりです。

- ①小中学校の適正規模、適正配置に関する基本的な方針について
- ②前号に掲げる適正化のための具体的な方策について

大野町学校規模適正化基本方針について

学校規模適正化基本方針策定の検討のため、大野町小中学校のあり方外部検討員会に提出した検討資料の概要等についてお知らせします。

【策定の目的】

児童生徒数の急速な減少が続く中、今年3月に出された答申での提言を受け、次代を担うこども達にとって最適で持続可能な教育環境を整備するため、学校の再編に向けた基本的な方向性についての方針を策定するものです。

【基本的な考え方】

◆学校規模

- ・全学年でクラス替えを可能とし、学級を超えた集団の編成を可能とするため1学年2学級以上のクラス数を検討。

◆学級の人数

- ・岐阜県の基準である1学級35人の児童生徒数で学級を編成。

◆通学距離

- ・国が基準とする『小学校：おおむね4km以内』、『中学校：おおむね6km以内』での学校配置、基準を超えた場合の代替措置等を検討。

◆学校施設の建築年等

- ・築40年、築60年で大規模改修を要するものとして、施設の維持管理経費を検討。

【適正化の検討】

上記の基本的な考え方をもとに、次の4パターンに分けて比較検討しました。

◆案1-①	小学校1校、中学校1校（小中一貫校または義務教育学校として統合）
◆案1-②	小学校1校、中学校1校（小学校、中学校をそれぞれ1校ずつに統合）
◆案2-①	小学校2校、中学校1校（現在の中学校区をもとに小学校を統合）
◆案2-②	小学校2校、中学校1校（学校変遷をもとに、大野・北・東小を統合し、西・中・南小を統合）

町民の皆さまにお願いします

方針を策定するにあたり、皆さまからのご意見をぜひお願いします。今回の協議内容の概要版であるオンデマンド配信や町ホームページにて公開中の資料等をご覧いただき、新たに示された適正化（4パターン）について、特にご意見をお待ちしています。皆さまからの意見をもとに、町の基本方針の素案を策定していきます。

大野町学校規模適正化基本方針についての説明動画をオンデマンドで配信しています。

視聴については町のホームページからご覧ください。

また会議の資料や会議録も公開していますので、ぜひご覧ください。



ご覧になった感想や意見など、お寄せください。



問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378



まちのお知らせ



へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。◆◆◆

◎こどもたちを災害から守るために ～ピヨピヨクラブ防災教室開催～

10月4日、ピヨピヨクラブ2歳児クラスにおいて、防災教室を開催し、こどもとその保護者10人が参加しました。

今回は、当施設職員の誘導による避難訓練や、揖斐郡消防組合職員によるAEDを用いた救命訓練があり、参加した保護者からは「心臓マッサージってこんなに体力を使うんですね」との声が聞かれました。また、保護者が普段から不安に感じていること、疑問に感じていることについて質問する時間もあり、貴重な体験となりました。



▲避難訓練を行う親子



▲AEDを用いた救命訓練の様子

◎1月のスケジュール (予定)

ピヨピヨクラブ

ふたばクラス…7日(火)、21日(火)
 みつばクラス…16日(木)
 よつばクラス…17日(金)
 誕生会…20日(月)
 栄養相談(栄養士による)…27日(月)

休館日 1月1日(水)～4日(土)、8日(水)、14日(火)、15日(水)、22日(水)、29日(水)

※開館状況等が変更になる場合がありますので、ホームページ等で確認してください。

申込・問合せ先 子育てはうす ぱすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

10月1日から「お試し体験補助」が始まっています！ご利用になりましたか？

皆さんの疑問に思っていることをQ&Aにしてみました。ぜひ、この機会にファミサポを利用してみてください。

「お試し体験補助」Q&A

お試し体験補助とは、出生～2歳未満のお子さんがある世帯が、ファミサポを利用される時に、2,400円(1回限り)の補助が受けられるものです。

Q 会員ではありませんが、利用できますか？

A まずは、会員登録が必要です。電話連絡のうえ、ぱすてるにて登録をしてください。

Q 2,400円を2回に分けて使えますか？

A 利用料金が、2,400円に満たない場合でも、1回限りです。

Q 土・日・祝日にも利用できますか？

A 利用できます。2,400円(上限)までの1回限りの補助とし、それを超えた場合は実費でのお支払いとなります。

Q きょうだいには使えませんか？

A 対象児童のいる世帯のきょうだい(小学校6年生までのお子さん)にも使っていただけますが、そのお子さんとの顔合わせが必要です。

Q 補助を受けるには、どんな手続きが必要ですか？

A 利用後「お試し体験補助事業申請書」に記入のうえ「援助活動報告書(利用会員用)」を添えてファミリー・サポート・センターまで提出してください。補助の可否を決定し、ご指定の口座に振り込みます。

Q 送迎代、食事やおやつ代にも、使うことはできますか？

A 送迎代(100円程度)、食事やおやつ代実費(300円程度)としても使えます。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター(子育てはうす ぱすてる内) ☎ 34-1010

公民館のふれあいセンターへの移行について

令和7年4月1日から公民館は「ふれあいセンター」に移行します

◇令和7年4月からの施設の新しい名称について

町民に親しまれる名称、かつ、旧町村名である地域の名称（大野、豊木、富秋、西郡、鶯、川合）が次世代に引き継がれる名称とします。

現名称	新名称
第1公民館	大野ふれあいセンター
第2公民館 (豊木地区農業構造改善センター)	豊木ふれあいセンター
第3公民館 (富秋地区農業構造改善センター)	富秋ふれあいセンター
第4公民館 (西郡地区農村集落多目的施設)	西郡ふれあいセンター
第5公民館 (鶯地区農村集落多目的施設)	鶯ふれあいセンター
第6公民館 (川合地区農村集落多目的施設)	川合ふれあいセンター

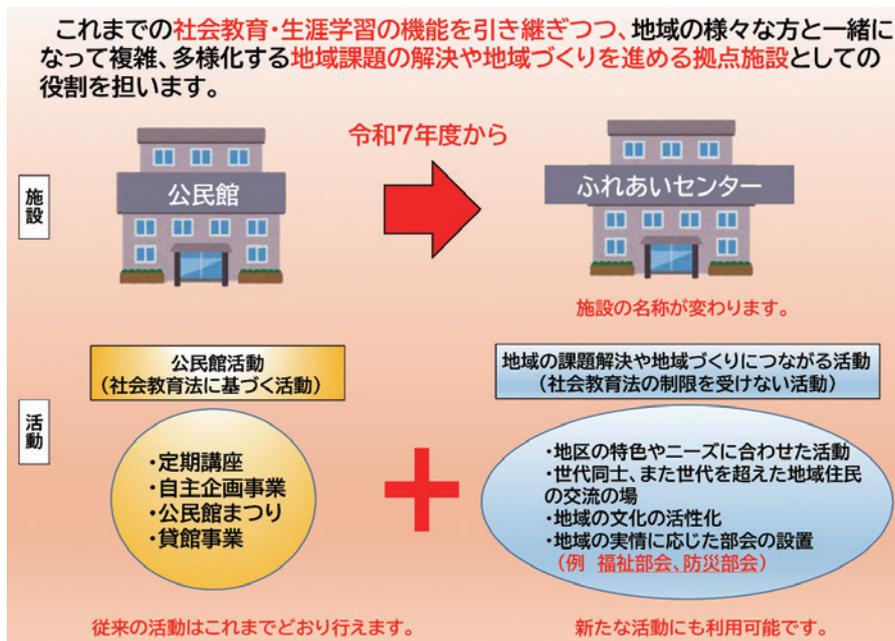
◇ふれあいセンターのポイント

○地域コミュニティ活動拠点づくりを目指します。

地区ふれあいセンターでは、これまでの公民館活動・生涯学習活動を継続しながら、地域コミュニティ活動拠点として、地域の課題解決や地域協働のまちづくりを一体的に推進し、地域の活性化を図っていくことを目指します。

○施設の利用制限が緩和されます。

町民等がより施設を活用できるよう利用制限が緩和され、地域コミュニティ活動を中心に営利を目的とした活動もできるようになります。(活動例：地域づくりに繋がる地場産物の販売・提供など)



○施設の休館日・開館時間などが変更になります。

	現行	変更後
休館日	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日 国民の祝日等 年末年始 (12月29日～翌年1月3日) 	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日 (月曜日が国民の祝日等の場合は、その翌日) 国民の祝日等の翌日 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
開館時間	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後9時

詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ



所得税の確定申告、町・県民税申告

申告受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日・祝日を除く)

役場内申告相談会場での申告相談を一部予約制としています。
当日の受付予定人数の半分を事前予約枠として設定します。
当日受付枠の方は、整理券を配付し、受付番号順に受付します。
※「整理券」は当日受付分を午前8時30分から配付します。

申告書受付

月 日	対象地域
2月17日(月)	稲富・古川・寺内・上秋・豊木団地・稲畑
18日(火)	牛洞・松山・瀬古・中之元・中之元団地
19日(水)	宝来・島部・公郷・うぐいす苑・八木・天神・南領家・北領家・大衣斐・小衣斐
20日(木)	定松・鹿野・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・本庄西・下座倉
21日(金)	黒野北区・黒野南区・黒野中区
25日(火)	黒野西区・黒野東区
26日(水)	六里・相羽・みどりニュータウン・相羽苑・下方・麻生
27日(木)	野・西方・桜大門
28日(金)	大野・古城北
3月 3日(月) ～17日(月)	地域指定なし (土・日を除く)

- ◎受付時間 午前9時～午後4時
※対象地域は目安です。別日にも来場可。
- ◎場所 役場 2階 大会議室

申告相談日時の事前予約について

- ◎予約日時 2月17日(月)～3月17日(月)
午前9時～正午、午後1時～4時
- (1) 予約枠は20分単位で人数を制限して受付します。
- (2) 予約希望日の前日(前日が土・日・祝日の場合は、直前の平日)午後4時までの予約が必要。
- ◎予約期間 2月3日(月)～3月14日(金)
予約は先着順で定員になり次第、締切。
- ◎予約方法 電子申請サービス(LoGo フォーム)または税務課窓口のどちらかの予約方法で予約してください。
 - 電子申請サービス(LoGo フォーム)での予約
 - スマートフォンやパソコンから次のURLまたは二次元コードから予約フォームにアクセスしてください。
 - 予約希望日時等、必要事項を入力して予約して

ください。

- (3) 予約が完了すると予約確認メールが送信されます(当日、予約確認メールを受付にて確認しますので、提示してください)。

※LoGo フォームでの申請

<https://logoform.jp/form/ciUr/816990>

※「LoGoフォーム」は提供元サービスの名称です。



●税務課窓口での予約

- (1) 役場の開庁日に税務課窓口にて予約してください。
- (2) 希望する日時の空き状況を確認後、職員が予約をお手伝いします。

※詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

<https://www.town-ono.jp/0000002165.html>



町ホームページ

大垣税務署からのお知らせ

◎確定申告に関する相談

国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901

◎確定申告は、マイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひ利用してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

なお「確定申告書等作成コーナー」では、令和7年1月から事業所得や不動産所得、譲渡所得をはじめ、所得税のすべての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供し、贈与税も新たにスマホ申告に対応します。これにより、スマホ申告がますます便利になります。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単・便利に手続きを行うことができます(給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります)。おって「確定申告書等作成コーナー」の操作方

法やマイナポータルとの連携等については、国税庁ホームページにおいて動画でご案内しています。ぜひ、参照してください。



作成コーナー



◎税務署の申告書等の提出先に変更があります

大垣税務署では、令和6年7月10日から「内部事務のセンター化(※)」を実施していますので、大垣税務署に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、次のとおり、提出先が異なりますのでご承知おきください。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆さまの所轄税務署を変更するものではございません。

○大垣税務署に申告書、申請書および添付書類等を提出する場合は、次のとおり対応していただきますようお願いいたします。

- ・e-Tax(データ)により提出する場合
→従来どおり大垣税務署へ送信願います。
- ・書面により提出する場合
→業務センターへ郵送願います。

【郵送先】〒460-8527名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局 業務センター三の丸分室

(※)「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専担部署(業務センター)で集約処理する取組です。

◎令和6年分の確定申告会場開設

場所 大垣市情報工房5階シンクホール
(大垣市小野4丁目35-10)

期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日・祝日を除く)

・確定申告会場では、基本的にご自身でマイナンバーカード(※)を利用したスマホで申告していただきますので、ご来場の際は、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードのほか、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類を用意してください。

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、パスワードの有効性と有効期限の満了日を事前に確認のうえ、準備をお願いします。

- ・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)、利用者証明用電子証明書(数字4桁)

・確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二つの方法で配付します(入場整理券の配付状況に依り、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください)。

・大垣市情報工房への電話によるお問合せはご遠慮ください。

・税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、相談および申告書の受付は行っておりません。また、大垣税務署内では申告相談を行いません。



国税庁LINE公式アカウント

◎税理士による無料税務相談所

場所 大垣市情報工房2階会議室3
(大垣市小野4丁目35-10)

期間 2月5日(水)～2月19日(水)
(土・日・祝日を除く)

- ・無料税務相談所は、事業所得・不動産所得または年金以外の雑所得を有する場合、令和5年分の所得金額が300万円以下の方が対象となります。その他、給与所得者および年金受給者も対象となります。
- ・譲渡所得(株式等譲渡所得を含む)、配当所得、山林所得、贈与税、相続税の相談は実施しておりません。
- ・消費税および地方消費税の相談については、基準期間(令和4年分)の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者が対象となります。①売上げ及び仕入れ(経費)に係る額を10%(標準税率)と8%(軽減税率)に区分するとともに、②仕入れ(経費)に係る額をインボイス発行事業者からの仕入れ(経費)とそれ以外の者からの仕入れ(経費)に区分し、それぞれの科目ごとに集計するなど、事前に準備したうえでご来所ください。
- ・無料税務相談所の混雑緩和のため、相談を希望される場合は、事前に相談日時等の予約をお願いしています。申告相談をご希望の方は次の問合せ先にお電話していただき、ご希望の相談日時等の予約をお願いします。予約状況によっては、ご希望の日時に予約をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先 大垣税務署 個人課税部門

☎(0584)78-4104(ダイヤルイン)

◎申告・納付期限

・申告所得税および復興特別所得税・贈与税
3月17日(月)

・消費税および地方消費税(個人事業者)
3月31日(月)

◎振替納付日

・申告所得税および復興特別所得税
4月23日(水)

・消費税および地方消費税(個人事業者)
4月30日(水)

問合せ先

・所得税、消費税、贈与税に関すること
大垣税務署 ☎0584-78-4101

・町・県民税(住民税)に関すること
税務課 ☎35-5367



まちのお知らせ



岐阜県知事選挙

1月26日(日) 投開票日

投票時間：午前7時～午後8時

今回の選挙は、向こう4年間の県政を託す県民の新たな代表者を選ぶ大切な選挙です。
 明るい選挙を実現するためには、全ての有権者が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加する必要があります。
 わたしたちの地域の将来を考え、すべての有権者が棄権することなく、投票に出かけましょう。

告示日	1月9日(木)
投開票日	1月26日(日)
投票	午前7時～午後8時
	【第1投票区】 大野町第一公民館
	【第2投票区】 豊木地区農業構造改善センター(第2公民館)
	【第3投票区】 富秋地区農業構造改善センター(第3公民館)
	【第4投票区】 西郡地区農村集落多目的施設(第4公民館)
	【第5投票区】 鶯地区農村集落多目的施設(第5公民館)
【第6投票区】 川合地区農村集落多目的施設(第6公民館)	
開票	総合町民センター多目的ホール 午後9時～
期日前投票	役場1階 1月10日(金)～25日(土) 午前8時30分～午後8時

◎投票入場券の交付

有権者は選挙人名簿に登録され、それぞれの属する投票区の投票所への入場券が交付されます。入場券は郵便封書で郵送されますので、各投票所へ持参してお出かけください。

なお、入場券が未達又は紛失した場合でも、選挙権があれば投票できますので、受付でその旨を申し出てください。

◎期日前投票・不在者投票

投票日に、仕事等の都合で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。また、投票するときは18歳未満であるが、投票日まで18歳になる人で、投票日に投票所に行けない人は不在者投票ができます。どちらも告示の日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までに、入場券を持参して役場までお越しください。

また、入院中の病院や老人ホームなどの施設で投票することができる「不在者投票制度」もありますので、病院などに問合せてください。

問合せ先 町選挙管理委員会事務局 ☎ 35-5364

北見市
 ところ通信
 Vol. 299

みんなの広場

— 地域福祉への理解を深める —

11月23日、多目的研修センターで「みんなの広場」が行われ、約170人が会場に足を運びました。地域住民が集まり、楽しみながら福祉について学ぶこの事業は今回が5回目。車いす試乗やアイマスク体験、そば打ちやスマートボールなど「体験・ふれあい」のブースが多数出展された会場では、説明を受けながら各ブースを体験する来場者でにぎわい、福祉を身近に感じながら、楽しくお互いの交流を深めていました。



町有財産売払いのお知らせ

町では、普通財産売払いに係る一般競争入札を次のとおり行います。

入札日	4月9日(水) 午前9時を予定
入札場所	役場2階 大会議室
入札参加申込期限	3月14日(金) 午後5時必着
物件	土地および建物(旧大野町民宿泊研修所)
所在	大野町大字黒野字河原畑2264番61
土地公簿面積・地目	1,655.80㎡・宅地
建物	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建ほか

総延床面積	646.64㎡
予定価格	8,300,000円
入札保証金	830,000円

入札に付する物件の詳細資料を閲覧したい人は、役場3階 生涯学習窓口までお越しください。



詳しくはホームページを確認してください。 <https://www.town-ono.jp/0000002343.html>

問合せ先 生涯学習課 ☎ 35-5379

広域相互発行窓口サービスの廃止について

西濃地域(大野町ほか10市町)・岐阜地域(岐阜市ほか8市町)に住民登録や本籍を有する人は、どこの市役所・町役場の窓口でも「住民票の写し」「戸籍謄抄本」「税務証明書」などの各種証明書の交付が受けられる広域相互発行窓口サービスが3月31日をもって廃止となります。4月1日以降は利用できなくなりますので、今後はマイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストア等のマルチコピー機から各種証明書を請求するコンビニ交付サービスを利用してください。

コンビニエンスストア等では「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「所得・課税証明書」「戸籍全部・個人事項証明書」「戸籍の附票の写し」が取得できます。

なお、戸籍の証明書が必要な人で、町に本籍があり、住民登録のない人は、事前に利用登録が必要となります。

メンテナンス日を除いて午前6時30分から午後1時まで利用でき、戸籍の証明書を除いて、半額に値引きしていますので、利用してください。

詳しくは町ホームページを確認してください。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

1月の休日当番医予定表

月	日	当番医の医療機関名 薬局名	所在地	電話番号 (0585)	月	日	当番医の医療機関名 薬局名	所在地	電話番号 (0585)
1	1	西濃厚生病院	下磯	36-1100	1	12	西濃厚生病院	下磯	36-1100
		かきのみ薬局大野店		35-5820			日本調剤西濃薬局		35-5111
	2	おおのクリニック	南方	35-0055		13	西濃厚生病院	下磯	36-1100
		ピノキオ薬局大野店		32-4450			かきのみ薬局大野店		35-5820
	3	たかはし耳鼻咽喉科	中之元	32-1115		19	西濃厚生病院	下磯	36-1100
		ピノキオ薬局揖斐店		34-3810			日本調剤西濃薬局		35-5111
	5	西濃厚生病院	下磯	36-1100		26	西濃厚生病院	下磯	36-1100
		日本調剤西濃薬局		35-5111			日本調剤西濃薬局		35-5111



※診療時間/午前9時~午後3時

※都合により当番医が変更になる場合があります。あらかじめ電話でお確かめのうえ、受診してください。

※健康保険証を必ず持参してください。

※休日在宅当番医は町ホームページまたは岐阜放送のデータ放送でも確認することができます。



まちのお知らせ



農地中間管理事業を活用して貸出す農地を募集しています！

◎農地中間管理事業とは

農地所有者（出し手）から、農地中間管理機構が農地を借受け、農業者へ転貸する仕組みです。岐阜県では、（一社）岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構の指定を受けています。



◎メリット

- ・所有者自ら農地を借りたい農業者を探し、交渉する手間がありません。
- ・賃料がある場合には、農地中間管理機構が農業者へ請求し、農地所有者に支払います。
- ・農地を貸し出したときに要件を満たせば、協力金が交付されることがあります。

◎注意点

- ・農地中間管理機構は、再生不能な遊休農地や転貸が見込めない農地を借受けできません。
- ・転貸先の決定は農地中間管理機構に一任いただきます。
- ・賃料の金額や有無は、地域の水準を基本に協議のうえ決定します。
- ・農地の貸出期間は、概ね10年以上が基本となります。

◎申込期限 1月24日（金）

申込・問合せ先 農林課 ☎ 35-5373

その農地 適正に管理できていますか？

<遊休農地について>

近年、農業者の高齢化や相続による不在地主の増加などにより耕作放棄地や不作付地などの遊休農地が増加しています。遊休農地は農地としての機能を失うだけでなく、ごみの不法投棄や病害虫の発生など、周辺に様々な影響があります。

遊休農地は地域の営農にも迷惑がかかり、生活し

ている人々の住環境などにも悪影響を及ぼします。さらに一度なってしまうと、復元に労力や費用がかかるとともに借り手を探すのも困難になります。農地の管理にお困りの場合は、農地中間管理機構へ貸し出すか、町農業委員会へ相談してください。

問合せ先 町農業委員会（農林課） ☎ 35-5373

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分
募集戸数	若干数 3DK
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料 3DK 52,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）
	敷金 家賃の3カ月分
入居資格 （全てに該当すること）	その他 インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り
	・昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・現に同居し、または同居しようとする親族があること ・現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376